

## 函館市行政不服審査会運営要領

### 第1章 総則

#### (趣旨)

第1条 この要領は、函館市行政不服審査法施行条例（平成28年函館市条例第6号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、函館市行政不服審査会（以下「審査会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (部会)

第2条 審査会に、条例第7条第1項の合議体として、2部会を置く。

- 2 各部会に属すべき委員は、会長が指名する。ただし、会長および副会長は同じ部会に属さないものとする。
- 3 各部会にそれぞれ部会長を置き、会長および副会長がこれを兼務する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

#### (会議の招集等)

第3条 総会（委員の全員をもって構成する合議体をいう。以下同じ。）または部会の会議は、総会にあっては会長が、部会にあっては部会長が招集する。

- 2 会長または部会長が、前項の会議を招集しようとするときは、あらかじめ、期日および議案をその属する委員に通知しなければならない。
- 3 会長または部会長は、第1項の会議の議長となり、議事を整理する。

#### (除斥の手續)

第4条 審査請求に係る事件を調査審議する委員は、次の各号のいずれかに該当する者以外の者でなければならない。

- (1) 審査請求に係る処分もしくは当該処分に係る再調査の請求についての決定に関与した者または審査請求に係る不作為に係る処分に関与し、もしくは関与することとなる者
- (2) 審査請求人または参加人
- (3) 審査請求人または参加人の配偶者、4親等内の親族または同居の親族

- (4) 審査請求人または参加人の代理人
  - (5) 前2号に掲げる者であった者
  - (6) 審査請求人または参加人の後見人，後見監督人，保佐人，保佐監督人，補助人または補助監督人
  - (7) 行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第13条第1項に規定する利害関係人（参加人を除く。）
- 2 部会長は，審査請求に係る事件を調査審議する委員が前項各号のいずれかに該当すると思料する場合には，直ちに，会長にその旨を報告しなければならない。
- 3 会長は，部会で調査審議する審査請求に係る事件につき当該部会に属する委員が第1項各号のいずれかに該当すると認める場合には，当該審査請求に係る事件を他の部会に取り扱わせ，または当該委員に代えて他の委員を当該審査請求に係る事件の調査審議に参加させなければならない。

（除斥事由に準ずる事情等の申出）

- 第5条 審査請求に係る事件を調査審議する委員は，自らについて，前条第1項各号に規定する場合に準ずる事情がある場合，審査請求人または法第13条第1項に規定する利害関係人との間取引関係または委任契約関係がある場合その他の審査請求に係る事件の調査審議の公正性に疑いを生じさせるおそれのある事情があると思料する場合には，部会長（総会において審査請求に係る事件を取り扱う場合は，会長）に対し，その旨を申し出なければならない。
- 2 前項の申出を受けた部会長は，特に必要がないと認める場合を除き，直ちに，会長に当該申出の内容を報告しなければならない。
- 3 会長は，第1項の申出または前項の報告を受けた場合において，審査請求に係る事件の調査審議の公正性に疑いを生じさせるおそれがあると認めるときは，当該申出または報告に係る委員につき，前条第3項に準じた措置をとらなければならない。

## 第2章 調査審議等の手続

### 第1節 諮問等

(諮問の方法)

第6条 法第43条第1項の規定による諮問（以下単に「諮問」という。）は、別記第1号様式の諮問書により行うものとする。

(諮問書の添付資料)

第7条 諮問書には、法第43条第2項の規定により審理員意見書および事件記録の写しを添付するとともに、次に掲げる資料を添付するものとする。

(1) 諮問説明書（裁決（法第46条第2項各号，第47条各号または第49条第3項各号に規定する措置を含む。）についての審査庁の考え方およびその理由を記載した書面をいう。以下同じ。）

(2) 審査請求人が総代もしくは代理人を選任している場合，参加人がいる場合または参加人が代理人を選任している場合には，当該選任または参加を示す書面の写し

2 前項に規定するもののほか，次の各号に掲げる審査請求に係る事件の区分に応じ，諮問書に，当該各号に定める資料を添付するものとする。ただし，当該資料が事件記録に含まれている場合は，この限りでない。

(1) 処分（口頭でした処分および事実上の行為を除く。）についての審査請求に係る事件 当該処分の決定通知書の写し（当該処分が函館市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成18年函館市条例第48号。以下「情報通信技術利用条例」という。）第4条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行われたものである場合にあっては，それを用紙に出力したもの）

(2) 法令および条例ならびに規則に基づく申請に対する処分についての審査請求に係る事件 当該申請の申請書の写し（当該申請が情報通信技術利用条例第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行われたものである場合にあっては，それを用紙に出力したもの。第4号において同じ。）および当該処分に係る函館市行政手続条例（平成8年函館市条例第32号。以下この項に

において「手続条例」という。) 第5条第1項に規定する審査基準 (第4号において単に「審査基準」という。)

(3) 手続条例第2条第5号に規定する不利益処分についての審査請求に係る事件 第12条第1項に規定する処分基準

(4) 不作為についての審査請求に係る事件 当該不作為に係る処分についての申請の申請書の写しならびに当該処分に係る審査基準および手続条例第6条に規定する標準処理期間

(諮問の取下げ)

第8条 諮問に係る審査請求の取下げがあった場合における当該諮問の取下げは、別記第2号様式の1の書面によるものとする。

2 諮問の後に、法第43条第1項第6号から第8号までのいずれかに該当することとなった場合における当該諮問の取下げは、その旨および理由を記載した別記第2号様式の2の書面によるものとする。

(事件の取扱い)

第9条 会長は、審査請求に係る事件を取り扱う部会を定めるものとする。

2 部会長は、当該部会に係属している審査請求に係る事件について、当該部会の意見が過去に審査会のした答申に反することとなる場合その他総会で調査審議することが適当と思料する場合には、直ちに、会長にその旨を報告しなければならない。

3 会長は、部会に係属している審査請求に係る事件について、当該部会の意見が過去に審査会のした答申に反する場合その他総会で調査審議することが適当と認める場合には、各部会の部会長の意見を聴いて、当該審査請求に係る事件を総会に取り扱わせることができる。

## 第2節 調査審議

(主張書面等の提出期限の通知)

第10条 部会長は、部会における調査審議の効率的な遂行に資するため、部会の会議の開催に先立ち、法第81条第3項において準用する法第76条の規定による主張書面または資料(以下「主張書面等」という。)を提出すべき相当の期間を定めることができる。

2 部会は、必要があると認めるときは、部会の会議の後に、主張書面等を提出すべき相当の期間を定めることができる。

3 前2項の規定により主張書面等を提出すべき相当の期間を定めたときは、部会長は、別記第3号様式の1または別記第3号様式の2の書面により、法第81条第3項において準用する法第74条に規定する審査関係人（以下「審査関係人」という。）に通知するものとする。

（部会の開催前の調査等）

第11条 部会長は、部会における調査審議の充実および効率的な遂行のため、必要があると認めるときは、部会の会議の開催に先立ち、次に掲げる調査等を行うことができる。

(1) 審査庁に対し、諮問説明書の補充もしくは資料の提出を求め、または口頭での説明を求め、その説明を聴取すること。

(2) 審査関係人に対し、法第81条第3項において準用する法第75条第1項本文の規定による意見の陳述（以下「口頭意見陳述」という。）の申立てを行う意思の有無を確認すること。

2 前項第1号の諮問説明書の補充または資料の提出の求めは、別記第4号様式の書面により、同号の口頭での説明の求めは、別記第5号様式の書面により行うものとする。ただし、部会長が相当と認めるときは、他の方法によることができる。

3 第1項第2号の確認は、別記第6号様式の書面により行う。また、当該確認を行う場合には、別紙として別記第9号様式の口頭意見陳述申立書を添付するものとする。

4 部会長は、部会の会議を招集しようとするときは、あらかじめ各委員に対し、当該部会の会議における調査審議に必要な資料を配付するものとする。

（主張書面等の提出の求め）

第12条 部会は、法第81条第3項において準用する法第74条の規定により審査関係人に対し主張書面等の提出を求める旨の決定をしたときは、別記第4号様式の書面により、当該審査関係人にその旨を通知するものとする。

2 前項の通知を行う場合には、当該主張書面等に係る法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による他の審査関係人からの閲覧または交付の求めがあった場合の当該閲覧または交付についての意見を、あらかじめ別記第4号様式の別紙の書面により、聴くものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、部会が相当と認めるときは、他の方法により、第1項の通知および前項の意見の聴取を行うことができる。

(口頭での説明の求め)

第13条 部会は、必要があると認めるときは、審査関係人に対し、口頭での説明を求め、その説明を聴取するものとする。

2 前項の説明を求める場合には、別記第5号様式の書面により、当該審査関係人にその旨を通知するものとする。

3 第1項の説明に出席する者の人数は、次に掲げる者の区分ごとに、それぞれ5人以内とする。ただし、部会が必要があると認めるときは、この限りでない。

(1) 審査請求人およびその補佐人

(2) 参加人およびその補佐人

(3) 審査庁の職員

(参考人の陳述または鑑定の求め)

第14条 部会は、法第81条第3項において準用する法第74条の規定により、適当と認める者に事実もしくは意見の陳述を求め、または鑑定を求める場合には、別記第7号様式または別記第8号様式の書面により、当該適当と認める者にその旨を求めることができる。

2 部会は、前項の求めに応じ鑑定を行った者（次項および第20条において「鑑定人」という。）に対し、その鑑定の結果の書面または口頭による報告を求めることができる。

3 第1項の求めを受けて陳述を行った者（第20条において「参考人」という。）に対しては、所定の旅費を、鑑定人に対しては、所定の旅費および鑑定料を、それぞれ支給することができる。

(その他必要な調査)

第14条の2 部会は、必要があると認めるときは、処分庁その他の関係行政機関に対し、資料の提出、意見の開陳、技術的知識の提供その他必要な協力を求めることができる。

- 2 前項の求めは、別記第8号様式の2の書面により行うものとする。ただし、部会が相当と認めるときは、他の方法によることができる。
- 3 第1項の求めに応じて意見の開陳に出席する職員の人数は5人以内とする。ただし、部会が必要があると認めるときは、この限りでない。
- 4 前項の規定により意見の開陳をした職員に対しては、所定の旅費を支給することができる。

(口頭意見陳述)

第15条 部会は、必要があると認めるときは、審査関係人に対し、別記第6号様式の書面により、口頭意見陳述を行う意思の有無を確認する。

- 2 法第81条第3項において準用する法第75条第1項本文の規定による口頭意見陳述の申立て(補佐人の同伴の許可に係る申立てを含む。次項において同じ。)は、別記第9号様式の口頭意見陳述申立書により行うものとする。
- 3 部会は、口頭意見陳述の申立てがされた場合には、当該口頭意見陳述を行うか否か(補佐人の同伴の許可を行うか否かを含む。)を決定し、別記第10号様式または別記第11号様式の書面により、当該申立てを行った審査関係人に通知する。
- 4 口頭意見陳述に出席する者の人数は、次に掲げる者の区分ごとに、それぞれ5人以内とする。ただし、部会が必要があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 審査請求人およびその補佐人
- (2) 参加人およびその補佐人
- (3) 審査庁の職員

(主張書面等の閲覧または交付)

第16条 法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による閲覧または交付の求めは、別記第12号様式の主張書面等閲覧等請求書により行うものとする。

- 2 部会は、審査関係人から前項の規定により主張書面等閲覧等請求書が提出された場合には、当該求めに係る主張書面等に係る閲覧または交付についての意見を既に聴取している場合を除き、別記第13号様式の書面により、当該主張書面等の提出人に、当該閲覧または交付についての意見を聴取するものとする。
- 3 部会は、第1項の求めに係る主張書面等について、その提出人の当該閲覧または交付についての意見も踏まえて、閲覧をさせ、または交付をするか否かを決定し、別記第14号様式または別記第15号様式の書面により、当該求めを行った審査関係人に通知するものとし、審査請求人または参加人（次条および第18条において「審査請求人等」という。）に対して別記第14号様式の書面により交付を実施する旨の通知を行う場合にあっては、別記第16号様式の主張書面等交付実施申出書を添付し、希望する交付日等を確認するものとする。
- 4 部会は、主張書面等の提出人から当該主張書面等の閲覧または交付に反対する旨の意見が提出されている場合において、当該主張書面等について閲覧をさせ、または交付をするときは、別記第17号様式の書面により、当該提出人にその旨を通知するものとする。
- 5 法第81条第3項において準用する法第78条第1項に規定する審査会が定める電磁的記録の閲覧の方法は、日時を指定して、審査会事務局（総務部文書法制課）において、当該電磁的記録を審査会の専用機器により再生もしくは映写したものまたは用紙に出力したものにより実施する方法とする。

（手数料等の納付）

第17条 法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による交付を受ける審査請求人等の法第81条第3項において読み替えて準用する法第78条第4項の規定による手数料の納付は、条例第12条において読み替えて準用する条例第10条第1項に定める額とし、原則として前条第3項の規定による主張書面等交付実施申出書の提出の際に審査会事務局（総務部文書法制課）において現金で納付することにより、行うものとする。

2 主張書面等の送付を求める審査請求人等の当該送付に要する費用の納付は、原則として主張書面等交付実施申出書を提出する際に、当該費用に相当する郵便切手を提出することにより、行うものとする。

(手数料の減免)

第18条 法第81条第3項において読み替えて準用する法第78条第5項の規定による手数料の減額または免除を受けようとする審査請求人等の条例第12条において読み替えて準用する条例第11条第2項の規定による書面の提出は、第16条第1項の規定による主張書面等閲覧等請求書の提出の際に、併せて別記第18号様式の交付手数料減額(免除)申出書を提出することにより、行うものとする。

2 審査請求人等から前項の規定による交付手数料減額(免除)申出書が提出された場合には、減額または免除を行うか否かを判断し、別記第19号様式または別記第20号様式の書面により、当該審査請求人等に通知するものとする。

(調査結果の説明等)

第19条 部会長は、第11条第1項第1号の規定による調査を行ったときは、その後に開催される最初の部会の会議において、その結果を報告しなければならない。

(調査結果の記録の作成)

第20条 部会は、審査関係人、鑑定人、参考人または処分庁その他の関係行政機関の職員からの口頭による説明または意見の陳述もしくは開陳を聴取したときは、その要旨を記載した書面を作成しなければならない。

(調査審議の手続の併合または分離)

第21条 審査会は、必要があると認める場合には、数個の事件に係る調査審議の手続を併合し、または併合された数個の事件に係る調査審議の手続を分離することができる。

2 審査会は、前項の規定により、事件に係る調査審議の手続を併合し、または分離したときは、審査関係人に別記第21号様式または別記第22号様式の書面により通知しなければならない。

(総会における調査審議)

第22条 第10条から前条までの規定は、総会における調査審議について準用する。この場合において、これらの規定中「部会長」とあるのは「会長」と、「部会」とあるのは「総会」とそれぞれ読み替えるものとする。

(手続の承継等に係る通知)

第23条 審査庁は、諮問に係る審査請求に係る事件について法第15条の規定による手続の承継があったときは、速やかに、別記第23号様式の書面により、その旨を審査会に通知するものとする。

(諮問後の総代または代理人の選任等に係る通知)

第24条 審査庁は、諮問の後に、総代または代理人が選任され、または解任されたときは、速やかに、別記第24号様式または別記第25号様式の書面により、その旨を審査会に通知するものとする。

### 第3節 答申

(答申方法)

第25条 答申は、諮問を受けた審査請求に係る事件の最終の調査審議を行った部会または総会が行う。

2 答申は、審査庁に対し、別記第26号様式の書面を添えて、答申書を交付することにより行う。

3 答申書には、審査会の結論および判断の理由を記載しなければならない。

4 部会または総会は、諮問事項の一部を分離することができる場合において、当該部分を分離して判断を示すことが調査審議手続の適正かつ効率的な運用に資するものと認めるときは、最終の答申をする前に、当該部分につき答申をすることができる。

(答申書の交付等)

第26条 答申書の交付は、別記第27号様式を受領書と引換えに、手交により行う。

2 法第81条第3項において準用する法第79条の規定による審査請求人および参加人への答申書の写しの送付は、別記第28号様式の書

面を添えて、郵送により行う。ただし、別記第27号様式の受領書と引換えに答申書の写しを手交することを妨げない。

(答申書の更正)

第27条 部会または総会は、答申書に誤記その他表現上の明白な誤りがある場合には、部会長または会長にその職権により当該答申書の更正を行わせるものとする。

2 前項の更正をしたときは、別記第29号様式の書面を添えて、その内容を審査庁に通知するものとする。

3 前項の通知をしたときは、別記第30号様式の書面を添えて、通知書面の写しを審査請求人および参加人に送付するものとする。

### 第3章 補則

(調査審議手続の非公開)

第28条 審査会の調査審議の手続は、公開しない。ただし、口頭意見陳述、第13条第1項（第22条において準用する場合を含む。）の規定による口頭での説明または第14条第1項（第22条において準用する場合を含む。）の規定による参考人の陳述については、部会または総会は、公開することを相当と認めるときは、当該手続を公開することができる。

(会議録の作成)

第29条 条例第6条の審議会の会議または合議体の会議を開催したときは、次に掲げる事項を記載した会議録を作成するものとする。

- (1) 審査会の開催日時、場所および時間
- (2) 出席した委員等の氏名
- (3) 議事の概要
- (4) その他会長または部会長が必要と認める事項

(答申の内容の公表)

第30条 答申をしたときは、速やかに、その内容をインターネットを利用して公表するものとする。

(裁決書の写しの提出の求め)

第31条 審査会は、審査庁が答申を受けて裁決を行った場合には裁決書

の写しを審査会に提出するよう求めるものとする。

2 前項の裁決書の写しの提出の求めは、第25条第2項の規定による答申書の交付に併せて、別記第31号様式の書面により行うものとする。

(様式の特例)

第32条 この規則に定める様式については、会長または部会長が必要と認めるときは、その記載内容、形式等が当該様式と著しく均衡を失うことがない限りにおいて、所要の調整をして使用することができる。

(雑則)

第33条 この要領に定めるもののほか、審査会の調査審議の手續に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要領は、平成28年7月19日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年12月19日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年6月10日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

別記第1号様式（第6条関係）

年 月 日

函館市行政不服審査会

会長 様

函館市長 印

諮 問 書

行政不服審査法第43条第1項の規定に基づき、別紙のとおり諮問  
します。

(処分についての審査請求)

(別紙)

区分	内容
1 審査請求に係る処分	(1) 処分の根拠法令 (2) 処分の年月日, 記号番号 (3) 処分担当部課 (4) 被処分者 (5) 処分の概要
2 審査請求	(1) 審査請求年月日 (2) 審査請求人 (3) 審査請求の趣旨
3 諮問の理由	
4 参加人等	
5 添付書類等	(1) 審理員意見書 (写し) (2) 事件記録 (写し) (3) 諮問説明書 (4) 当該処分の申請書 (写し) (5) 当該処分に係る審査基準または処分基準 (写し) (6) 当該処分の決定通知書 (写し) (7) その他参考資料
6 審査庁担当課, 担当者名 電話	

(注1) 3の「諮問の理由」については, 例えば, 「原処分の維持が適切と考えるため。」, 「法令に基づく申請の全部を認容することが適切と考えるが, 参加人からこれに反対する旨の意見書が提出されているため。」など, 諮問を必要とする理由を簡潔に記載すること。

(注2) 5の(1)の「審理員意見書 (写し)」および(2)の「事件記録 (写し)」については, 行政不服審査法第43条第2項の規定により, 諮問に際して添付することとされている書類である。

(注3) 5の(3)の「諮問説明書」は, 函館市行政不服審査会運営要領第7条第1項第1号に規定する書類である。

(注4) 5の(4)~(6)の資料は, 当該資料が事件記録に含まれている場合は, 添付不要である。

(注5) 5の(7)の「その他参考資料」とは, 函館市行政不服審査会運営要領第7条第1項第2号および同条第2項に規定する書面等である。

(別紙)

区分	内容
1 審査請求に係る不作為の対象となる処分の申請	(1) 処分の申請の根拠法令 (2) 処分の申請年月日，記号番号 (3) 処分の申請を受けた担当部課 (4) 処分の申請の概要
2 処理期間	<input type="checkbox"/> 法定処理期間 (1) 根拠法令および条項  (2) 処理期間  <input type="checkbox"/> 標準処理期間  <input type="checkbox"/> 処理期間の定めなし (標準処理期間を定めていない理由)
3 審査請求	(1) 審査請求申請年月日  (2) 審査請求人  (3) 審査請求の趣旨
4 諮問の理由	
5 参加人等	
6 添付書類等	(1) 審理員意見書（写し） (2) 事件記録（写し） (3) 諮問説明書 (4) 当該処分の申請書（写し） (5) 当該処分に係る審査基準（写し） (6) 当該処分に係る標準処理期間（写し） (7) その他参考資料
7 審査庁担当課，担当者名 電話	

(注1) 2の「処理期間」については，該当するものの□にチェックの上，記載すること。

(注2) 4の「諮問の理由」については，例えば，「法令に基づく申請から相当の期間が経過しているが，そのことを正当化する特段の理由が認められるため。」，「法令に基づく申請に対する処分をすることが適当と考えるが，参加人からこれに反対する旨の意見書が提出されているため。」など，諮問を必要とする理由を簡潔に記載すること。

(注3) 6の(1)の「審理員意見書（写し）」および(2)の「事件記録（写し）」については，行政不服審査法第43条第2項の規定により，諮問に際して添付することとされている書類である。

(注4) 6の(3)の「諮問説明書」は，函館市行政不服審査会運営要領第7条第1項第1号に規定する書類である。

(注5) 6の(4)～(6)の資料は，当該資料が事件記録に含まれている場合は，添付不要である。

(注6) 6の(7)の「その他参考資料」とは，函館市行政不服審査会運営要領第7条第1項第2号および同条第2項に規定する書面等である。

別記第2号様式の1（第8条関係）

年 月 日

函館市行政不服審査会

会長 様

函館市長 印

諮問の取下げについて（通知）

年 月 日付けで貴審査会に諮問した事件について、  
別紙のとおり行政不服審査法第27条の規定に基づく審査請求の取下  
げがあったので、当該諮問を取り下げます。

（別紙）

- ・ 審査請求取下書（写し）

別記第2号様式の2（第8条関係）

年 月 日

函館市行政不服審査会

会長 様

函館市長 印

諮問の取下げについて（通知）

年 月 日付で貴審査会に諮問した事件について、  
審査請求に係る処分の一部を取り消す（注）こととしたので、当該諮  
問を取り下げます。

（注） 諮問取下理由が処分の一部を取り消す場合以外の以下の場合には、「審査請求に係る処分  
の一部を取り消す」に代えて、以下の表現とする。

- （1）〔事実上の行為の場合〕：「審査請求に係る事実上の行為の一部を撤廃すべき旨を命  
ずる」または「審査請求に係る事実上の行為の一部を撤廃する」
- （2）〔申請を却下し、または棄却する処分の場合〕：「審査請求に係る申請の一部を認容  
すべき旨を命ずる」または「審査請求に係る申請の一部を認容する」
- （3）〔不作為の場合〕：「審査請求に係る処分をすべき旨を命ずる」または「審査請求に  
係る処分を行う」
- （4）諮問の取下げが上記以外の理由による場合は、当該理由を簡潔に記載する。

別記第3号様式の1（第10条関係）

年 月 日

様  
[函館市長 様]

函館市行政不服審査会  
会長 印

主張書面または資料の提出について（通知）

このことについて、行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第76条の規定に基づき、当審査会に提出することができる諮問事件に係る主張書面または資料の提出期限等を下記のとおり定めたので、通知します。

記

1 諮問事件

- (1) 諮問番号： 年度諮問第 号  
(2) 諮問事件名：

2 主張書面または資料の提出期限等

- (1) 提出期限  
年 月 日（ ）

(2) 提出方法

任意の様式により作成した主張書面または資料を、持参するか、郵送により当審査会に提出してください。提出された主張書面または資料は返還いたしませんので、あらかじめ御了承ください。

なお、提出された主張書面または資料は、行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第78条の規定に基づき閲覧等に供することがあり得ますので、それについてのあなた（貴職）の意見を、別紙「提出する主張書面または資料の取扱いについて」に記入し、提出する主張書面または資料に添付してください。

ただし、閲覧等の請求に対する当審査会の判断が、あなた（貴職）の意見と異なる場合があることを御承知おきください。

提出する主張書面または資料の取扱いについて

年 月 日

函館市行政不服審査会

会長

様

(氏名)

この度、貴審査会に提出する主張書面または資料を、行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第78条の規定に基づき、他の審査関係人に閲覧させ、またはその写し等を交付することについて、下記のとおり意見を述べます。

記

1 閲覧させることについて

差支えない。

適当ではない。

(適当ではない理由)

[ ]

2 写し等を交付することについて

差支えない。

適当ではない。

(適当ではない理由)

[ ]

別記第3号様式の2（第10条関係）

年 月 日

様  
[函館市長 様]

函館市行政不服審査会  
会長 印

追加の主張書面または資料の提出について（通知）

このことについて、行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第76条の規定に基づき、当審査会に提出することができる諮問事件に係る追加の主張書面または資料の提出期限等を下記のとおり定めたので、通知します。

記

1 諮問事件

- (1) 諮問番号： 年度諮問第 号  
(2) 諮問事件名：

2 追加の主張書面または資料の提出期限等

- (1) 提出期限  
年 月 日（ ）  
(2) 改めて提出期限を定める理由

(3) 提出方法

追加の主張書面または資料は、持参するか、郵送により当審査会に提出してください。提出された主張書面または資料は返還いたしませんので、あらかじめ御了承ください。

なお、提出された追加の主張書面または資料は、行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第78条の規定に基づき閲覧等に供することがあり得ますので、それについてのあなた（貴職）の意見を、別紙「提出する主張書面または資料の取扱いについて」に記入し、提出する追加の主張書面または資料に添付してください。

ただし、閲覧等の請求に対する当審査会の判断が、あなた（貴職）の意見と異なる場合があることを御承知おきください。

提出する主張書面または資料の取扱いについて

年 月 日

函館市行政不服審査会

会長

様

(氏名)

この度、貴審査会に提出する主張書面または資料を、行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第78条の規定に基づき、他の審査関係人に閲覧させ、またはその写し等を交付することについて、下記のとおり意見を述べます。

記

1 閲覧させることについて

- 差支えない。
- 適当ではない。

(適当ではない理由)

[ ]

2 写し等を交付することについて

- 差支えない。
- 適当ではない。

(適当ではない理由)

[ ]

年 月 日

様  
[函館市長 様]

函館市行政不服審査会  
会長 印

主張書面（補充の諮問説明書）または資料の提出の求めについて

このことについて，当審査会の調査審議の参考とするため，行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第74条の規定に基づき，諮問事件に係る主張書面（補充の諮問説明書）または資料の提出を求めます。

記

1 諮問事件

- (1) 諮問番号： 年度諮問第 号  
(2) 諮問事件名：

2 主張書面（補充の諮問説明書）または資料の提出

(1) 提出期限

年 月 日（ ）

- (2) 提出を求める主張書面（補充の諮問説明書）または資料およびその提出方法

任意の様式により作成した〇〇についての主張書面（補充の諮問説明書，資料）を，持参するか，郵送により当審査会に提出してください。提出された主張書面（補充の諮問説明書）または資料は返還いたしませんので，あらかじめ御了承ください。

なお，提出された主張書面（補充の諮問説明書）または資料は，行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第78条の規定に基づき閲覧等に供することがあり得ますので，それについてのあなた（貴職）の意見を，別紙「提出する主張書面または資料の取扱いについて」に記入し，提出する主張書面（補充の諮問説明書）または資料に添付してください。

ただし，閲覧等の請求に対する当審査会の判断が，あなた（貴職）の意見と異なる場合があることを御承知おきください。

提出する主張書面または資料の取扱いについて

年 月 日

函館市行政不服審査会

会長

様

(氏名)

この度、貴審査会に提出する主張書面または資料を、行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第78条の規定に基づき、他の審査関係人に閲覧させ、またはその写し等を交付することについて、下記のとおり意見を述べます。

記

1 閲覧させることについて

差支えない。

適当ではない。

(適当ではない理由)

[ ]

2 写し等を交付することについて

差支えない。

適当ではない。

(適当ではない理由)

[ ]

年 月 日

様  
[函館市長 様]

函館市行政不服審査会  
会長 印

口頭説明の求めについて

このことについて，当審査会の調査審議の参考とするため，行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第74条の規定に基づき，下記のとおり諮問事件に関し口頭での説明を聴取しますので，出席を求めます。

記

1 諮問事件

- (1) 諮問番号： 年度諮問第 号  
(2) 諮問事件名：

2 口頭説明を求める事項

3 口頭説明の聴取の日時および場所

- (1) 日時： 年 月 日 ( ) 時から 時まで  
(2) 場所：

4 出席を求める者

※ 本項目は，審査庁の場合のみ記載する。

5 口頭説明を聴取する審査会委員の氏名

※ 本項目は，会長もしくは部会長が行う場合にのみ記載する。

6 その他留意事項

- (1) 説明の内容を正確に記録する観点から，当日説明する予定の内容を簡潔にまとめた要旨を事前に提出してください。  
(2) 当日，出席者の本人確認を行いますので，身分証明書等を持参してください。

別記第6号様式（第11条，第15条関係）

年 月 日

様

[函館市長 様]

函館市行政不服審査会

会長

印

口頭意見陳述について（照会）

このことについて，行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第75条第1項の規定に基づき，当審査会に対し，口頭で諮問事件に係る意見を述べることができますので，これを希望する場合は，下記のとおりその旨の申立てを行ってください。

記

1 諮問事件

(1) 諮問番号： 年度諮問第 号

(2) 諮問事件名：

2 口頭意見陳述の申立ての方法

別紙「口頭意見陳述申立書」に必要事項を記入し， 年 月 日までに，持参するか，郵送により当審査会に提出してください。

※ 別紙として，別記第9号様式の「口頭意見陳述申立書」の様式書面を添付する。

別記第7号様式（第14条関係）

年 月 日

様

函館市行政不服審査会  
会長

印

陳述について（依頼）

このことについて、当審査会の調査審議の参考とするため、行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第74条の規定に基づき、下記のとおり諮問事件に係る陳述をお願いします。

記

1 諮問事件

- (1) 諮問番号： 年度諮問第 号  
(2) 諮問事件名：

2 陳述を求める事項

3 陳述日時および場所

- (1) 日時： 年 月 日 時から 時まで  
(2) 場所：

4 その他留意事項

- (1) 説明の内容を正確に記録する観点から、当日陳述する予定の内容を簡潔にまとめた要旨を事前に提出してください。  
(2) 当日、出席者の本人確認を行いますので、身分証明書等を持参してください。

別記第 8 号様式（第 1 4 条関係）

年 月 日

様

函館市行政不服審査会

会長

印

鑑定について（依頼）

このことについて、当審査会の調査審議の参考とするため、行政不服審査法第 8 1 条第 3 項において準用する同法第 7 4 条の規定に基づき、下記のとおり諮問事件に係る鑑定をお願いします。

記

1 諮問事件

(1) 諮問番号： 年度諮問第 号

(2) 諮問事件名：

2 鑑定を求める事項

年 月 日

様

函館市行政不服審査会  
会長 印

調査の実施について（依頼）

このことについて、当審査会の調査審議の参考とするため、行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第74条の規定に基づき、下記のとおり諮問事件に係る回答をお願いします。

記

1 諮問事件

- (1) 諮問番号： 年度諮問第 号  
(2) 諮問事件名：

2 調査事項

※ 書面による回答を求める場合は以下を記載

3 回答期限

年 月 日（ ）

4 回答の方法

任意の様式により作成した上記2の事項に係る書面を、持参するか、郵送により当審査会に提出してください。

※ 意見の開陳を求める場合は以下を記載

3 回答の方法等

以下の日時および場所に出席の上、回答してください。

- (1) 日時： 年 月 日 時から 時まで  
(2) 場所：

4 出席に要する経費の支出

旅費（または交通費）

5 その他留意事項

- (1) 回答の内容を正確に記録する観点から、当日回答する予定の内容を簡潔にまとめた要旨を事前に提出してください。  
(2) 当日、出席者の本人確認を行いますので、身分証明書等を持参してください。

年 月 日

函館市行政不服審査会  
会長 様

住 所  
氏 名  
電話番号

口頭意見陳述申立書

行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第75条第1項の規定に基づき，下記のとおり諮問事件に係る口頭意見陳述を申し立てます。

記

1 諮問事件

- (1) 諮問番号： 年度諮問第 号  
(2) 諮問事件名：

2 口頭意見陳述を希望する日時

- (1)  
(2)  
(3)

3 行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第75条第2項の規定による補佐人の同伴の許可申請

- (1) 補佐人の同伴を必要とする理由  
  
(2) 補佐人の住所，氏名および職業  
（住所）  
（氏名）  
（職業）

（注1） 法人その他の団体にあつては，住所・氏名欄に，事務所の所在地，名称および代表者の氏名を記入してください。

（注2） 2の「日時」には，希望する日時を希望順に複数記入してください。

（注3） 3は，審査請求人または参加人が，補佐人の同伴を希望する場合に記入してください。

年 月 日

様  
[函館市長 様]

函館市行政不服審査会  
会長 印

口頭意見陳述の実施について（通知）

年 月 日付けで申立てのあったこのことについて、  
函館市行政不服審査会運営要領第15条第3項の規定に基づき、下記  
のとおり実施することとしたので、通知します。

記

1 諮問事件

- (1) 諮問番号： 年度諮問第 号  
(2) 諮問事件名：

2 口頭意見陳述の日時および場所

- (1) 日時： 年 月 日 時から 時まで  
(2) 場所：

3 補佐人の同伴

許可する場合

次の補佐人を同伴することを許可します。

（補佐人氏名）

許可しない場合

補佐人の同伴は、次の理由により不許可とします。

（理由）

4 その他留意事項

- (1) 陳述された意見の内容を正確に記録する観点から、当日陳述する予定の内容を簡潔にまとめた要旨を事前に提出してください。  
(2) 当日、出席者の本人確認を行いますので、身分証明書等を持参してください。

（注）口頭意見陳述の際は、この通知書を持参してください。

別記第11号様式（第15条関係）

年 月 日

様

[函館市長 様]

函館市行政不服審査会

会長

印

口頭意見陳述について（通知）

年 月 日付けで申立てのあったこのことについて、  
函館市行政不服審査会運営要領第15条第3項の規定に基づき、下記  
のとおり実施しないこととしたので、通知します。

記

1 諮問事件

(1) 諮問番号： 年度諮問第 号

(2) 諮問事件名：

2 口頭意見陳述を実施しないこととした理由

年 月 日

函館市行政不服審査会  
会長 様

住 所  
氏 名  
電話番号

主張書面等閲覧等請求書

諮問事件に関して貴審査会に提出された主張書面等について、行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第78条第1項の規定に基づき、下記のとおり閲覧（写し等の交付，閲覧および写し等の交付）を求めます。

記

1 諮問事件

- (1) 諮問番号： 年度諮問第 号  
(2) 諮問事件名：

2 求める主張書面等の名称等

3 求める閲覧および交付の方法等

- 閲覧  
・希望する閲覧時期（期間を記載）  
 写し等の交付  
・複写の方法  
 白黒，  カラー（主張書面等がカラーの場合に限る。）  
・交付の方法  
 手交，  送付（郵送）

（注） 3の「求める閲覧および交付の方法等」については，該当するものの□にチェックの上，必要な事項を記載する。

別記第13号様式（第16条関係）

年 月 日

様  
[函館市長 様]

函館市行政不服審査会  
会長 印

主張書面等の閲覧等に対する意見について（照会）

年 月 日付けで提出のあった下記の主張書面等について、審査請求人（審査庁，参加人）から、行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第78条第1項の規定に基づく閲覧（写し等の交付，閲覧および写し等の交付）の請求があったので、函館市行政不服審査会運営要領第16条第2項の規定に基づき、意見を求めます。

つきましては、別紙「提出した主張書面または資料の取扱いについて」に意見を記入し、年 月 日までに、持参するか、郵送により当審査会事務局（総務部文書法制課）に提出してください。

ただし、閲覧等の請求に対する当審査会の判断が、あなた（貴職）の意見と異なる場合があることを御承知おきください。また、上記期限までにあなた（貴職）の意見が提出されない場合には、特段の意見がないものとして、閲覧させる（写し等を交付する）か否かを当審査会で判断することがありますので御留意ください。

記

提出された主張書面等の名称

提出した主張書面または資料の取扱いについて

年 月 日

函館市行政不服審査会

会長

様

(氏名)

貴審査会に 年 月 日に提出した〇〇(※具体的主張書面等の名称を記入)について、行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第78条の規定に基づき、他の審査関係人に閲覧させ、またはその写し等を交付することについて、下記のとおり意見を述べます。

記

1 閲覧させることについて

- 差支えない。
- 適当ではない。

(適当ではない理由)

[ ]

2 写し等を交付することについて

- 差支えない。
- 適当ではない。

(適当ではない理由)

[ ]

別記第14号様式（第16条関係）

年 月 日

様  
[函館市長 様]

函館市行政不服審査会  
会長 印

主張書面等の閲覧等の実施について（通知）

年 月 日付けで請求のあったこのことについて、函館市行政不服審査会運営要領第16条第3項の規定に基づき、下記のとおり実施することと決定したので、通知します。

※以下は、審査請求人または参加人に対する写し等の交付の場合のみ記載

写し等の交付については、別紙の「主張書面等交付実施申出書（別記第16号様式）」に必要事項を記載の上、年 月 日までに、持参するか、郵送により当審査会に提出してください。

なお、手数料は審査会事務局（総務部文書法制課）において現金で納付するか、現金書留を用いて現金を送付すること等により納付することもできます。

記

1 閲覧（写し等の交付，閲覧および写し等の交付）を実施する主張書面等の名称

2 閲覧または写し等の交付（手交に限る。）ができる日時，場所

(1) 日時

年 月 日（ ）から 月 日（ ）まで  
（土，日，祝日を除く。）

時から 時まで

(2) 場所

3 写し等の交付に係る手数料の額

※審査請求人または参加人に対する写し等の交付の場合のみ記載

(注) 写し等の交付については、送付による交付を希望する場合には、手数料とは別に送付の費用（郵送料）が必要となること（ 円で、郵便切手で納付）、また、郵送日が上記閲覧等開始日より若干遅れることに留意してください。

別記第15号様式（第16条関係）

年 月 日

様

[函館市長 様]

函館市行政不服審査会

会長

印

主張書面等の閲覧等について（通知）

年 月 日付けで請求のあったこのことについて、函館市行政不服審査会運営要領第16条第3項の規定に基づき、下記のとおり実施しないことと決定したので、通知します。

記

- 1 閲覧（写し等の交付，閲覧および写し等の交付）を実施しないこととした主張書面等の名称
  
- 2 閲覧（写し等の交付，閲覧および写し等の交付）を実施しない理由

年 月 日

函館市行政不服審査会  
会長 様

住 所  
氏 名  
電話番号

主張書面等交付実施申出書

年 月 日付けで通知のあったこのことについて、函館市行政不服審査会運営要領第16条第3項の規定に基づき、交付の実施の申出をします。

記

- 1 希望する交付日（手交に限る。）  
年 月 日（ ）
- 2 写し等の送付による場合
  - (1) 交付手数料の納付方法  
 現金書留  
 その他（ ）
  - (2) 同封する郵便切手の額 円分
- 3 交付の実施方法  
（実施方法の変更を希望する場合のみ記載してください。）
  - ・複写の方法  
 白黒，  カラー（主張書面等がカラーの場合に限る。）
  - ・交付の方法  
 手交 : 希望する手交日時  
 送付（郵送） : 送付に要する費用として同封する郵便切手の額

（注1） 「希望する交付日」は、交付を希望する年月日を記載する。

（注2） 「交付の実施方法」については、主張書面等閲覧等請求書に記載した内容からの変更を希望する場合に、該当するものの□にチェックの上、必要な事項の記載等をする（変更を希望しない場合には、記載不要）。

別記第17号様式（第16条関係）

年 月 日

様

[函館市長 様]

函館市行政不服審査会

会長

印

主張書面等の閲覧等の実施決定について（通知）

年 月 日付け「提出する主張書面または資料の取扱いについて」により、閲覧（写し等の交付，閲覧および写し等の交付）に供することが適当ではない旨の回答があった下記の主張書面等について、審査庁（審査請求人，参加人）から行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第78条の規定に基づく閲覧（写し等の交付，閲覧および写し等の交付）の請求があり，当審査会において審議した結果，審査庁（審査請求人，参加人）の閲覧（写し等の交付，閲覧および写し等の交付）に係る利益を考慮すれば，閲覧を拒む正当な理由があるとは認められないと判断し，これを実施することを決定したので，函館市行政不服審査会運営要領第16条第4項の規定に基づき，通知します。

記

閲覧（写し等の交付，閲覧および写し等の交付）を実施することを決定した主張書面等の名称

年 月 日

函館市行政不服審査会  
会長 様

住 所  
氏 名  
電話番号

交付手数料減額（免除）申出書

函館市行政不服審査法施行条例第12条において読み替えて準用する同条例第11条第2項に基づき、下記のとおり主張書面等の交付に係る手数料の減額（免除）を申し出ます。

記

1 交付を求める主張書面等の名称等

2 減額（免除）を求める額

3 減額（免除）を求める理由

- (1) 生活保護法の規定による保護を受けており、手数料を納付する資力がないため。
- (2) 世帯構成員の年間総収入額が、生活保護基準相当額以下の世帯に属し、手数料を納付する資力がないため。
- (3) その他

(注1) (1)、(2)または(3)のいずれかに○印を付してください。

(注2) (1)に○を付した場合は、当該扶助を受けていることを証明する書面（生活保護受給証明書）を添付してください。

(注3) (2)に○を付した場合は、その事実を証明する書面（所得証明書など）を添付してください。

(注4) (3)に○を付した場合は、その理由を具体的に記載するとともに、その事実を証明する書面を添付してください。

別記第19号様式（第18条関係）

年 月 日

様

函館市行政不服審査会

会長

印

交付手数料の減額（免除）の実施について（通知）

年 月 日付けであった交付手数料の減額（免除）の申出について、函館市行政不服審査法施行条例第12条において読み替えて準用する同条例第11条第1項に規定する減額（免除）事由に該当するため、下記のとおり減免（免除）することと判断したので、通知します。

記

- 1 交付を求める主張書面等の名称および交付の実施方法
  - (1) 主張書面等の名称

- (2) 交付の実施方法

- 2 交付手数料を減額（免除）する額

別記第20号様式（第18条関係）

年 月 日

様

函館市行政不服審査会  
会長 印

交付手数料の減額（免除）について（通知）

年 月 日付けであった交付手数料の減額（免除）の申出について，函館市行政不服審査法施行条例第12条において読み替えて準用する同条例第11条第1項に規定する減額（免除）事由に該当しないため，下記のとおり減額（免除）しないことと判断したので，通知します。

記

- 1 交付を求める主張書面等の名称
- 2 減額（免除）を求める交付手数料の額
- 3 減額（免除）しない理由等

別記第21号様式（第21条関係）

年 月 日

様

[函館市長 様]

函館市行政不服審査会

会長

印

調査審議手続の併合について（通知）

このことについて、当審査会の調査審議を進める上で必要と判断し、函館市行政不服審査会運営要領第21条第1項の規定により、下記の諮問事件を併合したので、同条第2項の規定に基づき、通知します。

記

- 1 諮問番号： 年度諮問第 号  
諮問事件名：
  
- 2 諮問番号： 年度諮問第 号  
諮問事件名：

別記第22号様式（第21条関係）

年 月 日

様

[函館市長 様]

函館市行政不服審査会

会長

印

調査審議手続の分離について（通知）

年 月 日付けで諮問事件に係る調査審議の手続を併合した旨を通知した下記の諮問事件について、当審査会の調査審議を進める上で必要と判断し、函館市行政不服審査会運営要領第21条第1項の規定により、調査審議の手続を分離したので、同条第2項の規定に基づき、通知します。

記

- 1 諮問番号： 年度諮問第 号  
諮問事件名：
  
- 2 諮問番号： 年度諮問第 号  
諮問事件名：

別記第23号様式（第23条関係）

年 月 日

函館市行政不服審査会  
会長 様

函館市長 印

審理手続の承継について（通知）

このことについて、下記のとおり、行政不服審査法第15条の規定による審理手続の承継があったので、通知します。

記

- 1 諮問事件の番号等
  
- 2 承継した者の氏名または名称，住所（居所）または所在地および連絡先（電話番号等）
  
  
- 3 承継の理由

（別紙）

- 審査請求人地位承継届出書（写し）
- 審査請求人地位承継許可申請書（写し）
- 審査請求人地位承継許可（決定）書（写し）

別記第24号様式（第24条関係）

年 月 日

函館市行政不服審査会  
会長 様

函館市長 印

総代の選任（解任）について（通知）

このことについて、下記のとおり、行政不服審査法第11条の規定に基づき総代の選任（解任）があったので、通知します。

記

1 諮問事件の番号等

2 選任（解任）された総代

- (1) 氏名
- (2) 住所（居所）
- (3) 連絡先（電話番号等）

3 その他

添付資料等

- 総代互選書（写し）
- 総代互選命令書（写し）
- 総代互選通知書（写し）
- 総代解任届（写し）
- 総代更てつ（資格喪失）届（写し）

別記第25号様式（第24条関係）

年 月 日

函館市行政不服審査会  
会長 様

函館市長 印

代理人の選任（解任）について（通知）

このことについて、下記のとおり、行政不服審査法第12条第1項（第13条第3項）に規定する代理人の選任（解任）があったので、通知します。

記

- 1 諮問事件の番号等
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
- 2 選任（解任）された代理人
  - (1) 氏名
  - (2) 住所
  - (3) 連絡先
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
- 3 その他  
添付資料等
  - 委任状（写し）
  - 代理人解任届（写し）

別記第26号様式（第25条関係）

年 月 日

函館市長 様

函館市行政不服審査会  
会長 印

答申書の交付について

行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく下記の諮問について、  
別紙のとおり、答申書を交付します。

記

諮問番号： 年度諮問第 号

諮問事件名：

別記第27号様式（第26条関係）

函館市行政不服審査会

会長

様

受領書

本日、            年    月    日、諮問（            年度諮問第  
号）に対する答申書（答申書の写し）を受領しました。

（所属）

---

（署名）

---

（注） 審査請求人および参加人の場合は、署名のみ。

別記第28号様式（第26条関係）

年 月 日

様

函館市行政不服審査会

会長

印

答申書の写しの送付について

下記の事件については、年 月 日付けで答申をしたので、行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第79条の規定に基づき、答申書の写しを送付します。

記

諮問番号： 年度諮問第 号

諮問事件名：

別記第29号様式（第27条関係）

年 月 日

函館市長 様

函館市行政不服審査会  
会長 印

答申書の更正について（通知）

年 月 日付け答申（ 年度答申第 号）に  
ついて、函館市行政不服審査会運営要領第27条第1項の規定により  
別紙のとおり更正したので、同条第2項の規定に基づき、通知します。

別記第30号様式（第27条関係）

年 月 日

様

函館市行政不服審査会

会長

印

答申書の更正について（送付）

年 月 日付け答申（ 年度答申第 号）に  
ついて、函館市行政不服審査会運営要領第27条第1項の規定により  
年 月 日に更正し、審査庁に対して通知をしたので、  
同条第3項の規定に基づき、その写しを送付します。

別記第31号様式（第31条関係）

年 月 日

函館市長 様

函館市行政不服審査会  
会長

裁決書の写しの提出について（依頼）

このことについて、 年度答申第 号に係る審査請求事件  
の裁決を行った場合には、速やかに当該裁決書の写しを提出願います。